

山梨県公報

第九十号

令和二年

四月二十日

月 曜 日

目次

公 告

- 保健師助産師看護師法に基づく准看護師試験の指定試験機関の指定及び同試験の実施に関する事務の委任……………一八九
- 大規模小売店舗の名称の変更の届出……………一八九
- 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………一八九
(三件)
- 公共測量の終了(二件)……………一九〇

公 告

●保健師助産師看護師法に基づく准看護師試験の指定試験機関の指定及び同試験の実施に関する事務の委任

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十七条第一項及び保健師助産師看護師法に基づく指定試験機関に関する省令(平成三十一年厚生労働省令第二十五号)第一条の規定により、准看護師試験の指定試験機関を次のとおり指定し、同試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の一部を次のとおり行わせることとした。

令和二年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定試験機関の名称 一般財団法人日本准看護師推進センター
- 指定試験機関の主たる事務所の所在地 東京都文京区本駒込二丁目二十八番十六号 日本医師会館二階
- 指定試験機関に行わせることとした試験事務
 - 試験問題の作成並びに試験の採点、分析及び事後評価
 - 試験問題等の印刷及び輸送
 - 受験者情報の保管及び管理
 - その他試験実施に関する事務
- 指定年月日 令和二年四月一日

●大規模小売店舗の名称の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ダイワロイヤ株式会社 代表取締役 原田健 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号
 - 届出の概要
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス貢川店 山梨県甲府市徳行一丁目三十六番一外
 - 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称)ダイレックス徳行店	ダイレックス貢川店

- 変更の年月日 令和二年三月二十五日
- 届出年月日 令和二年四月八日
- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和二年八月二十日まで

●土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業(農村災害対策整備事業新井地区)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から同年五月二十一日まで
- 三 縦覧場所 上野原市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年六月五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年七月二十日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（農村災害対策整備事業長幡地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から同年五月二十一日まで
- 三 縦覧場所 道志村役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年六月五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年七月二十日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業初狩地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から同年五月二十一日まで
- 三 縦覧場所 大月市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年六月五日まで

- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年七月二十日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 二 測量の地域 富士山北麓
- 三 測量の期間 令和元年七月三日から令和二年三月十三日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により甲斐市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影）
- 二 測量の地域 甲斐市
- 三 測量の期間 令和元年七月三十日から令和二年三月二十五日まで